

狛江市立公民館

館長 平林 哲郎 様

狛江市立公民館運営審議会中間答申

平成 28 年 5 月 16 日付け狛教教公発第 000025 号にて狛江市立公民館長より諮問のあった以下の内容について、別紙のとおり中間答申いたします。

■諮問

狛江市立公民館の魅力を高め、すべての世代にわたる市民のための学習の場とするために必要な公民館事業等のあり方について

平成 28 年 11 月 2 日

狛江市立公民館運営審議会委員

委員長	日向 正文
副委員長	斎藤 謙一
委員	飯田 陽子
委員	石田 寿彦
委員	伊東 静一
委員	植村 多岐
委員	富永 美奈子
委員	長谷川 まゆみ
委員	深井 秀造
委員	谷田部 馨



平成 28 年度 狛江市立公民館運営審議会 中間答申

狛江市立公民館運営審議会は、平成 28 年 5 月 16 日付け狛教教公発第 000025 号にて公民館長から受けた諮問に対し次の通り中間答申いたします。

諮問事項＝「狛江市立公民館の魅力を高め、すべての世代にわたる市民のための学習の場とするために必要な公民館事業等のあり方について」

この検討にあたって近年の答申をふりかえり、かつ、公民館事務局とも協議の上、次の理由で今年度の答申は、高校生から現役社会人（※）が集うような公民館のあり方について答申することとした。

①現状、高齢者の利用は盛んであるが、若者若しくは現役社会人の利用度が低いこと。

※ここでは、主にフルタイムで働いていて地域との結びつきが薄い人々を「現役社会人」と呼ぶ。

②平成 24 年度の答申では、主に小中学生を念頭に置いて行われていること。またこの答申を受けて一部の対策がとられはじめ、主に小中学生がフリースペースに集うようになっていること。

答申の検討を進めるにあたり、対象世代に該当する人々の公民館に関する認識・意見を把握するため、公民館事務局の協力を得て、高校生、大学生、市内の事業所に勤務する人々にアンケートを実施した。

高校生から現役社会人に魅力のある公民館のあり方については、年度末の答申に向けて検討を深めていくが、これまでの議論とアンケート結果をふまえて、現在の公民館に対し最低限の技術的基盤（施設）整備が早急に必要との判断から、その点に限って中間答申を行うこととした。

この中間答申のポイントは、次の 2 点である。

①公民館の関連情報を発信する手段として、ホームページを整備すること。

②公民館利用者が滞在中にインターネットにつながる環境（Wi-Fi）を整備すること。

これらの整備が必要不可欠、喫緊の課題であることは次の理由による。

現時点での狛江市における公民館の位置づけは、次の考え方に集約されている。

狛江市総合戦略（平成 28 年 2 月に策定：5 年計画）の戦略編・基本方針 3 「市民が活躍するまちづくり」のテーマ 1 「地域に貢献できる人材の育成」に次のように記されている。

「公民館等の市民になじみのある施設を、世代を超えたつながりを生む交流の拠点と

して活用していくとともに、新たに設置される市民活動支援センターとも連携し、地域の人材の発掘、育成に向けた取組みを進めます。」

<http://www.city.komae.tokyo.jp/index.cfm/46,77632,c,html/77632/sougou-senryaku.pdf>

ここに言う、世代を超えた住民同士のつながりを生む交流の拠点として、現状でもつながりが弱いのが高校生から現役社会人の人たちである。この人たちが公民館に関心を持ち、つながる可能性を考えた場合、施設としてのスペース（空間）とそこでのイベント（事業）内容を別とすれば、アクセスのしやすさ（近づきやすさ）と情報の得やすさ（受発信）である。アクセスのしやすさは物理的な面とともに、精神的な面が重要で、公民館で何がおこなわれているのか、どのようなところなのかということがわかることが親近感につながる。そのための情報が得やすいことが不可欠である。

今日、何らかの情報を得ようとする場合、インターネットを介しておこなうことはいずれの世代においても常態となりつつあるが、若者から現役の人たちにおいては生活上必需のスキル（技能）となっている。いまや、紙媒体よりネットの方が情報にアクセスする基本的ツール（道具）となっていると言って過言ではない。

また、「実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業」（社会教育法第20条）をおこなう機関である公民館が、関連する各種情報について市民がインターネットを通してアクセスできる状況にないのは、もはや現実的でなく、とくに若者から現役社会人との関係では致命的でさえある。

これらの課題に対処する具体的、かつ優先的な方策が、①ホームページの整備と②Wi-Fi環境の整備である。

①ホームページの必要性については、すでに平成24年度の答申に触れられているが、ごく部分的に対応されているだけである。その現状は、「狛江市生涯学習サイトこまなび電子版」の中にお知らせの1項目として公民館情報が掲載されている。また、facebook や twitter を利用した情報発信もされているが、いずれも市のそれぞれのサイトに情報を掲載しているのみであり、子育て支援課が独自の twitter を運用しているのと比べても、情報発信力の面で見劣りがする。この現状では、公民館の関連情報がさまざまなサイトにバラバラに細切れに存在していて、とてもアクセスしやすいとは言えない。ぜひとも、専用ページの整備が望まれる。

専用ページといっても、図書館の蔵書検索・利用管理システムのような独自のシステムではなくとも、市ホームページの中に公民館専用ページを設定することで足りよう。このようなことは、近隣各市ですでおこなわれていることである。

②Wi-Fi環境の必要性については、市民による滞在型利用施設である公民館では市民のニーズが多いことが推測されるが、今回のアンケート調査結果（別紙参照）でも多

くの要望が出されている。また、すでに平成 24 年度の小中学生を対象にしたアンケートにおいても同様の要望が出されていた。

これも今日では、世代を問わず利用される技術・設備となっているが、若者から現役の世代においては不可欠のものとなりつつある。Wi-Fi 設備の導入については、個人商店でも導入する例が増えており、機器のリースなど低価格で提供されるようになってきている。市民が日常的に利用する公民館・図書館がある市民センターに、要望の強い Wi-Fi 環境を整備することは喫緊の課題である。

(参考)

自治体による公衆無線 LAN (Wi-Fi を含むインターネットへの無線接続の一般名称) の整備状況と整備の手引きは、総務省から提供されている。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/local_support/ict/data/lan/lan_jichitai_manual.pdf

市民センターでの Wi-Fi 環境整備は、自治体が管理する建物 (庁舎、公民館、図書館など) 内で提供する場合として電気通信事業法の登録や届出は不要 (同手引き 6. 参考 5-1) で簡便に導入でき、狛江市が将来、地域無線 LAN を整備する試験的取り組みにもなると考えられる。